

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◇ 予定納税額の減額承認申請

Q: 私は、事業所得者で毎年予定納税も行っていきます。今年は店舗の改築で3カ月ほど休業してましたので、収入が例年より激減しています。

このような場合でも、今年の3月に申告した所得税を基礎に予定納税をしなければならないのでしょうか。

A: 収入が昨年より減少することが明らかであれば、6月30日の現況で年間の事業所得等を見積り、7月15日までに予定納税額の減額承認申請書を税務署長に提出することによって、予定納税額の全部又は一部の減額を受けることができます。

【解説】

予定納税基準額の計算の基礎となるものは、前年分の課税総所得金額とされており、その年5月15日において確定しているところによることとされています。

しかし、事業の全部もしくは一部の廃止あるいは休止等、又は失業などの事情により、前年より明らかに収入が激減する場合や、多額の医療費を支払った場合、災害や盗難等に遭遇することにより、これらの事由に基づく所得控除の額が増加することによって課税総所得金額が減少することが明らかな場合等には、予定納税額の減額承認申請をすることによって予定納税額の減額を受けることができます。

